

第6編 環境衛生

第1章 環境対策

第1節 本市の環境行政

1 環境行政の経緯

21世紀は環境の世紀と言われ、2007（平成19）年6月1日に閣議決定された21世紀環境立国戦略では、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機、生態系の危機など多くの課題に対して、持続可能な社会を目指すことが提示された。

地球温暖化については、2015（平成27）年のパリ協定によって脱炭素化が世界的な潮流となり、2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、日本が2050（令和32）年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。また、菅内閣総理大臣は2021（令和3）年4月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030（令和12）年度に、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」方針を明らかにした。

資源の浪費については、廃棄物の最終処分場の残余年数がひっ迫しつつあったことから、ごみの削減・資源化を目指して1990年代後半に容器包装リサイクル法や家電リサイクル法が制定された。また、2001（平成13）年にはその上位法として、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3Rの実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会の形成を推進するために制定された循環型社会形成推進基本法が完全施行された。これにより、リデュース（発生抑制）→リユース（再使用）→リサイクル（再生利用）という3Rの優先順位が明記された。

また、海洋プラスチックごみ問題等への対応として、プラスチックのライフサイクル全体で資源循環の取組を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月1日に施行された。

生態系については、2023（令和5）年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を達成するという目標が掲げられた。これは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることで、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方である。ネイチャーポジティブの実現のため、「30by30目標」の達成に向けた取組や、自然を社会・経済の基盤と捉えた上で、社会・経済そのものの変革にアプローチが計画的に進められている。

本市では、こうした世界的・国家的な環境問題に対する動きの中、合併後に環境基本計画や地球温暖化対策実行計画などを策定し、これらに基づいた施策を実施している。

2 西条市環境基本条例

本市では、豊かな環境を維持・創造し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、人と生き物が共生できる恵み豊かな本市を将来の世代に引き継ぐことを目指し、2006（平成18）年12月に「西条市環境基本条例」を施行した。

条例では本市の環境行政の基本理念や行政・事業者・市民の責務などを掲げるとともに、また、環境基本計画の策定や、環境の保全に関する基本的事項などについて調査・審議するための機関となる西条市環境審議会の設置について規定している。

また、水環境の保全についての条項を設けているのも、本市ならではの特徴である。

3 西条市環境基本計画

(1) 第1期基本計画

西条市環境基本条例の規定に基づき、2007（平成19）年3月、第1期西条市環境基本計画を策定した。「石鎚に生まれ 水も緑も人も輝くまち西条」という本市の将来の環境像、その実現のための基本目標や施策の方針などを定めたものである。計画期間は、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10年間であった。

計画では、環境教育、水環境、自然環境、生活環境、社会環境、地球環境の六つの環境の分野ごとに設定した基本目標の達成に向けて、50の基本的施策と、それに基づく151の取組（行政担当分）を掲げた。

また、目標達成に向けたリーディングプロジェクトの検討や計画の推進・進行管理体制についても触れている。

第1期計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため公募により環境サポーター32人を任命し、2005（平成17）年に西条市環境サポーター会議を設立した。ワークショップによる環境基本計画の素案作りやその検討、環境サポーター自主研修会の設立、先進地の視察などを実施し、同年6月から毎月定例会を開催して意見や提案を述べるなど、環境基本計画の策定に関わった。

2009（平成21）年度には、市と環境サポーターのメンバーが協力して市内の巨樹を調べた成果を「西条の巨樹」として刊行した。

(2) 第2期基本計画

2017（平成29）年3月、第1期計画の終了に伴い、第2期西条市環境基本計画を策定した。第1期計画から10年が経過し、環境問題をめぐる状況は著しく変化していた。国の第4次環境基本計画で掲げる、国民の安全の確保を前提とした「低炭素」「循環」「自然共生」が統合的に達成された持続可能な社会の実現が急務となっていたこともあり、これらの項目を盛り込んだ。

計画期間は、2017～2026（平成29～令和8）年度の10年間となっている。

第2期計画では第1期計画に引き続き、六つの環境分野（環境教育、水環境、自然環境、生活環境、社会環境、地球環境）ごとに基本目標を設定した。

この基本目標に基づいて、67の環境保全施策を推進していくこととし、その進捗状況や環境の状況を定量的に把握・評価するため、22の計画指標を設定している。

また、生物多様性地域連携保全活動の推進、地下水の保全・管理の推進、ごみの減量・リサイクルの推進を重点施策として掲げ、優先的に実施することとしている。

2022（令和4）年3月、中間報告を公表し、環境分野ごとにSDGsの構成項目を割り当て、環境要素ごとに環境保全施策を定め、それぞれの施策を体系化している。

図表6-1-1 第2期環境基本計画の基本目標

将来の環境像	基本目標	環境の範囲	SDGs	環境要素	環境保全施策
石鎚に育まれ 水も緑も人も輝くまち西条 ー子どもから大人までみんなつながる豊かな自然ー	基本目標1【環境教育】 みんなで学び・考え、地域で取り組むまち	環境教育	4 質の高い教育をみんなに 17 気候変動に具体的な対策を	市民への環境教育 子どもへの環境教育 事業者への環境教育 環境教育の醸成	①環境学習の機会の創出・支援 ②環境情報の充実 ①環境学習の機会の創出・支援 ②食育の推進 ①環境学習の機会の創出・支援 ②自主的な環境保全活動への支援 ①環境教育の拠点づくり ②指導者の育成
	基本目標2【水循環】 豊かで清らかな水環境を大切にすまち	水環境	6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう	地下水 公共用水域	①地下水のモニタリング調査 ②健全な水循環の保全・管理の推進 ③水量維持・水質保全の推進 ①公共用水域のモニタリング調査 ②生活排水対策の推進 ③産業排水対策の推進
	基本目標3【自然環境】 石鎚山から燦爛へ続く豊かな自然と共生すまち	自然環境	9 産業と人の暮らしの好循環を深化させよう 12 持続可能な消費と生産 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう	生物多様性 山岳地域 林業地域 里山・社叢林 農作地 河川・水路・湧水池・ため池 海域(干潟)	①計画的な開発の推進 ②多様な野生生物の保護 ③外来生物対策の推進 ①自然林の保護 ②地域連携保全活動の推進 ①森林整備の推進 ②林業の活性化 ③地域連携保全活動の推進 ①野生鳥獣の適正な保護管理 ②巨樹の保全 ③地域連携保全活動の推進 ①環境保全型農業の推進 ②農業の持つ多面的機能の維持・発展 ③農業の魅力発信 ①ま物多様性に配慮した整備の推進 ②河川美化意識の高揚 ③地域連携保全活動の推進
	基本目標4【生活環境】 健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち	生活環境	3 気候変動に具体的な対策を 11 持続可能な消費と生産 12 持続可能な消費と生産 15 陸の豊かさを守ろう	大気質 騒音・振動 悪臭 土壌汚染・有害化学物質・空間放射線量 廃棄物	①大気汚染物質のモニタリング調査 ②大気汚染防止対策の推進 ③広域大気汚染への対応 ④アスベスト飛散防止対策の徹底 ①騒音・振動のモニタリング調査 ②騒音・振動防止対策の推進 ③悪臭のモニタリング調査 ④悪臭防止対策の推進 ①土壌汚染の未然防止 ②ダイオキシン類のモニタリング調査 ③有害化学物質による汚染の未然防止 ④空間放射線量のモニタリング調査 ①リデュース(ごみの減量化)の推進 ②リユース(ごみの再利用)の推進 ③リサイクル(ごみの再資源化)の推進 ④適正処理の推進 ⑤ごみのポイ捨て・不法投棄の防止
	基本目標5【社会環境】 安全・安心な暮らしと景観・文化が調和したまち	社会環境	3 気候変動に具体的な対策を 4 質の高い教育をみんなに 11 持続可能な消費と生産 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう	公園・緑地 水辺 景観 歴史・文化 防災・安全・安心	①整備・維持管理の推進 ②市街地の緑化の推進 ①水とふれあう機会の創出 ①地域の特色を活かした景観づくりの推進 ②まちの美観の維持・向上 ①文化財の保全・活用 ①防災対策の推進 ②空き家・空き地対策の推進
	基本目標6【地球環境】 低炭素で豊かな暮らしの実現を目指すまち	地球環境	7 持続可能なエネルギーをみんなに 11 持続可能な消費と生産 13 気候変動に具体的な対策を	地球温暖化 オゾン層の破壊 酸性雨	①公共施設の低炭素化 ②家庭の低炭素化 ③事業所の低炭素化 ④交通の低炭素化 ⑤地域全体の低炭素化 ⑥気候変動への対応 ①フロン類の排出抑制対策の推進 ①酸性雨のモニタリング調査

資料：環境政策課（第2期西条市環境基本計画・中間報告）

4 環境審議会

環境審議会は、市における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第44条及び西条市環境基本条例第24条の規定に基づき設置している。これまでの開催内容として、2016～2019（平成28～令和元）年の四国電力(株)西条発電所1号機リプレースに係る審議や、2017（平成29）年のオオノ開発(株)産業廃棄物処理施設設置等の事前協議などがある。

第2節 公害対策と環境保全

1 環境保全協定

本市では、公害防止や地域の環境保全等を図ることを目的に、市と事業者との間で環境保全協定（公害防止協定）を締結している。環境保全協定は、本市と事業者が、相互の自発的な合意形

成により対等関係で締結するものであり、法律、条例と並び、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための有効な手段である。

2024（令和6）年度末における環境保全協定の締結状況は図表6-1-2のとおりである。

図表6-1-2 環境保全協定の締結状況

協定の名称	対象事業所	締結年月日	改正
環境保全協定	住友共同電力(株)壬生川火力発電所	S45.3.4	S48.4.13全部改正 S52.6.1一部改正 H13.4.20一部改正 H22.6.4一部改正
公害防止協定	住友金属鉱山(株)東予工場	S45.12.28	
環境保全協定	(株)クラレ西条事業所	S47.7.24	S51.12.6全部改正 H11.8.31一部改正 H19.11.27一部改正
環境保全協定	四国電力(株)西条発電所	S47.7.24	S51.12.6全部改正 R1.7.26一部改正
公害防止協定	愛媛鋳鉄鋳物工業団地及び各事業所	S50.4.25	H17.7.1一部改正
公害防止協定	(株)ダスキンプロダクト中四国愛媛工場	S52.6.10	S56.8.11全部改正 H23.6.24一部改正
公害防止協定	フジボウ愛媛(株)壬生川工場	S52.11.21	
公害防止協定	四国鉄鋼(株)	S56.1.27	
公害防止協定	花王サニタリープロダクツ愛媛(株)	S58.3.3	H1.9.26全部改正 H4.1.29一部改正 H7.8.21一部改正 H12.9.21一部改正
公害防止協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株) 小松工場	H3.5.13	H17.11.15一部改正
公害防止協定	東亜道路工業(株)	H5.7.30	
環境保全協定	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所阪神地区 (東予)	H10.10.15	
環境保全協定	ルネサスセミコンダクタ マニファクチュアリング(株)	H15.4.1	(株)ルネサステクノロジ 西条事務所より承継
環境保全協定	ワタキューセイモア(株)四国支店	H17.10.1	
環境保全協定	(株)ガルバ興業本社工場	H23.9.26	

資料：環境政策課

2 生活環境項目の監視

快適な生活環境の保全のため、大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ダイオキシン・放射線の項目について、継続的な監視・調査を行っている。

大気については、愛媛県が大気汚染常時監視測定局を市内3か所に設置し、二酸化硫黄、浮遊

粒子状物質等の項目を自動測定しており、愛媛県衛生環境研究所のテレメーターにより常時監視を実施している。水質については、公共用水域のpH、BOD、COD等の項目の水質を調査しており、市内中小河川の49か所でおおむね年4回、湖沼は黒瀬ダムの2か所で年1回、海域は西条海域7か所及び東予海域4か所で年1回実施している。騒音については、年1回市内6か所で環境騒音、5か所で自動車騒音の測定を実施している。なお、自動車騒音を測定している5か所については、同時に振動の測定も実施している。悪臭については、年1回、市内1か所において悪臭物質濃度の測定を実施している。ダイオキシン類環境調査は、道前クリーンセンターの排ガス、焼却灰、飛灰について実施しており、支流の上流部に産業廃棄物処理場がある中山水系4か所の河川水についても調査している。放射線については、平常時における空間放射線量を確認することを目的に、市内8か所で年4回空間放射線量の測定を実施している。これらの結果については、年度毎に西条市環境報告書に取りまとめ、市ホームページで公表している。

騒音・振動・悪臭については、第2次地方分権一括法の施行によって、2012（平成24）年度から市が規制地域を指定することになった。

3 アスベスト対策

アスベストによる健康被害に対する市民の不安解消を図るため、国土交通省の補助事業である「社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）」を活用し、民間建築物に使用されている吹付建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用に対して、補助を実施している。

公共施設等のアスベスト対策については、2編12章2節を参照。

4 瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海は、古くから優れた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であり、恵まれた自然条件を有している。しかし、その周辺に産業や人口が集中し、1965（昭和40）年代に水質の汚濁が急速に進行したことから、水質保全対策等の強力な推進が要請された。これを受け、1973（昭和48）年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定された。さらに、1978（昭和53）年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正された。

同法の制定以降、官民の関係者の努力により海域に流入する汚濁負荷量が減少し、全体としては、水質に一定の改善がみられた一方で、一部の海域においては、生物多様性・生物生産性（将来にわたる多様な水産資源の確保）に係る課題が指摘されるようになった。これを受け、2015（平成27）年に同法が改正され、基本理念として瀬戸内海を「豊かな海」とすること、環境保全施策について海域ごとの実情に応じて行うこと等が規定された。その後、2021（令和3）年の同法改正においては、海域の状況に応じて栄養塩類の供給も可能とする栄養塩類管理制度等が規定された。政府は、同法第3条に基づき瀬戸内海環境保全基本計画を策定している。

愛媛県では、瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、同基本計画に基づき、「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」を策定し、各種の施策を講じている。

本市においても愛媛県や他市町、関係機関等と連携して、同計画に定める各種施策を推進し、瀬戸内海の環境保全に努めている。

5 鉱害防止対策（千原鉱山跡問題）

丹原町千原にある廃止鉱山、千原鉱山の捨石堆積場は、中山川に隣接した急傾斜地にあり、鉱山採掘時の残骸（ズリ）が露出していた。一部表面では、雨裂の発達が見られ、集中豪雨時の浸食や地震等により堆積場斜面が崩壊する危険性があり、崩壊により重金属を含む堆積物が多量に河川内に流出すれば、中山川下流域で水道水や農業用水として利用している住民等に被害を及ぼすおそれがあった。

このため、経済産業省の鉱害防止事業（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金）を活用し、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度において、地質調査、擁壁設置及び法面吹付等による崩壊防止対策を講じた。

鉱害防止工事を実施したことにより、斜面崩壊による重金属を含む堆積物の下流域への流出を防ぎ、環境保全や住民の安心・安全の確保を図っている。

6 西条市化学分析センター

西条市化学分析センターは、環境に係る化学物質等を分析する施設として、道前福祉衛生事務組合が道前クリーンセンター内に設置したものであり、合併により本市で引き継いだ。

同施設では、市内にある工場、事業所からの排水、河川及び海域等公共用水域の水質調査や工場等からの排ガスの分析業務等を行ってきたが、分析業務に従事できる専門知識を有する職員が減少したこと、分析検体の分析測定方法の精密化、高度化に対して保有している分析機器で対応しきれなくなってきたことから、分析業務を民間に委託することとし2018（平成30）年度末に廃止した。

第3節 水辺の環境美化

1 水の都西条

本市は、西日本最高峰石鎚山（1,982m）を背景とし、合併前の西条市エリアを中心に「うちぬき」と呼ばれる自噴水（地下水）が各所で見られ、それを利用して生活してきた歴史がある。うちぬきは国の名水百選にも選定され、その水は飲料水として用いられており、市内各所にうちぬきの汲み上げ場があるなど、地域になくてはならない存在となっている。市内中心部を流れる新町川水系はアクアトピア事業により整備した後、「西条市河川の清流を守る条例」の制定により水質保全区域として指定され、「アクアトピア」として快適な親水空間を創出している。

合併後も、水に対する市民の思いは変わることなく、後述する水資源や分水問題など幾多の課題を克服しながら、市全域において水に対する施策を進めることで「水の都西条」を守り続けている。

2 アクアトピア

アクアトピアは、旧西条市において1985（昭和60）年に建設省（当時）から指定を受け、「親しみある水辺景観づくり」をテーマに、観音水～陣屋跡堀間の水系2.4kmにおける公共下水道事業と雨水路整備を行ったもので、市街中心部を流れる水辺の小路や水路に沿った親水デッキやホテルの里などの空間整備を行っている。

合併後は、2004（平成16）年度に西条市総合福祉センターを、2009（平成21）年度に西条図書館を整備するなど、エリア内に快適環境を高める施設が充実し、市民の憩いの場となるとともに、水系を中心に「うちぬきウォークラリー」などのイベントが開催されるなど、観光推進にも役立っている。

アクアトピアでは現在も地域住民によるボランティア活動として水路の美化・清掃活動が行われている。

3 手づくり郷土賞を受賞

「手づくり郷土（ふるさと）賞」は1986（昭和61）年度に創設された国土交通大臣表彰で、アクアトピアは、1991（平成3）年度に施設部門、2007（平成19）年度に大賞部門を受賞している。

この大賞部門は、1986～1997（昭和61～平成9）年度までの手づくり郷土賞の各部門を受賞した案件のうち、その後も良質な社会資本として地域の個性や魅力づくりに貢献しているものが認定される。アクアトピアが快適な水辺空間を創出しており、市民がボランティア活動や清掃活動などに取り組み、四国初となる「西条市河川の清流を守る条例」を1992（平成4）年3月に制定したことなどが評価された。2007（平成19）年度には、本市を含め全国で11件認定されている。

4 清流保全のための取組

本市では、旧西条市において制定していた「西条市河川の清流を守る条例」を引き継ぎ、合併後も水質保全区域として指定している新町川水系、新川水系、御舟川水系、馬淵川・サラサラ川水系の4地域を中心に一斉清掃を実施している。

また、河川清流愛護員を募集・委嘱し、河川の水量、生物の状況、地域行事などに関する情報提供を受けている。

2024（令和6）年度における河川清掃実施状況は、図表6-1-3のとおりである。

図表6-1-3 令和6年度 河川清掃実施状況

実施校区等	実施日	参加人数 (人)	回収ごみ量 (t)
大町校区	R6.7.14	362	4.99
神拝校区	R6.7.7	43	0.24
神拝校区 (観音水・新町川を美しくする会)	R6.5.12 R6.9.29	177	0.61
西条校区	R6.9.8	147	1.1

資料：環境政策課

5 一斉清掃

市内全域の環境美化を目指し、合併前に連合自治会や自治会単位で行っていた春季・秋季の一斉清掃を引き継いで実施している。ごみのない美しいまちづくりを目指した市民活動が快適で住みよいまちづくりを発展、充実させている。

6 さいじょうまち美化パートナー制度

道路や河川、公園等の公共空間における環境美化活動等を行うボランティア団体を募り、その活動を支援する制度である（詳細は3編2章5節で記述）。

第4節 自然環境

1 生物多様性地域連携保全活動の推進

生物多様性基本法を受け2010（平成22）年に生物多様性地域連携促進法が制定され、翌年に施行された。同法は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。

本市では同法に基づく「西条市生物多様性地域連携保全活動計画」を2015（平成27）年に策定した。同計画に基づき、市域における生物多様性の保全を図ることを目的に、重要保全地点・地区における絶滅危惧種を含めた重点保全種の保護に取り組むとともに、それらを育む生態系全体を意識した活動を支援するなど生物多様性地域連携保全活動を推進している。

2 愛媛県ニホンジカ対策植生保全協議会

（旧愛媛県石鎚山系生物多様性保全推進協議会）

2018（平成30）年度に愛媛県を中心に設立された愛媛県石鎚山系生物多様性保全推進協議会の活動として、石鎚山系におけるニホンジカの被食から自然植生の被害を防止するための取組を実施している。本市は設立当初から参画し、副会長を務めた。

なお、ニホンジカによる食害は数年で急激に進行し、その被害も広範囲にわたるため、2024（令和6）年度から、同協議会は、県内全域をカバーできるよう構成員を増やして「愛媛県ニホンジカ対策植生保全協議会」として新体制に移行しており、本市も引き続き会員となっている。

3 四国圏域生態系ネットワーク推進協議会

2018（平成30）年2月に国土交通省四国地方整備局河川部河川計画課が事務局となり、四国圏域生態系ネットワーク推進協議会を設立し、コウノトリ・ツル類を広域標準指標種とした生態系ネットワークの形成による魅力的な四国づくりの実現に向けた取組を開始した。本市はナベツルの越冬実績やコウノトリの長期滞在を確認しており、設立当初から委員として参画している。

4 自然共生サイト

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、

都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を2023（令和5）年度から開始した。認定区域は、保護地域との重複を除き、OECM（Other Effective area-based Conservation Measures 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録され、30by30目標の達成に貢献することになる。

本市では、新町川水系を2024（令和6）年度後期に自然共生サイトとして申請し、登録された。

新町川水系における活動は、在来の水生植物を保全・再生するとともに、水に恵まれたまちである本市において市民に水の大切さを伝え、水辺の自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としている。

第5節 環境教育

1 環境教育の必要性

地球の持続可能な未来を実現するためには、一人ひとりが地球環境の保全や環境問題に対する理解を深め、自分たちの住む地域の環境保全活動に積極的に取り組む人材を育成することが不可欠である。

文部科学省では、環境問題は人類の生存と繁栄にとっての重要課題と位置付け、学校教育の中で環境教育を積極的に推進している。本市でも、石鎚山系の森林や加茂川・中山川の清流、水環境などの自然を中心とした環境教育に取り組んでいる。

2 環境に関する出前講座

本市では、環境学習の機会提供として、2006（平成18）年度から「環境に関する出前講座」を実施している。小中高校生から一般の大人、企業のグループなど5人以上の団体からの申し込みがあれば、環境問題を学ぶ機会を提供するもので、市の職員が直接出向いて市の取組などについて説明している。

3 自然観察会

普段身近に感じている自然を観察することによって本市の自然の良さを感じ、郷土の自然を誇りに、大切に思う気持ちを養うため、旧西条市で実施していた「自然観察会」を引き継ぎ年3回程度開催している。

4 親と子で水と親しむ青空教室

旧西条市で実施していた「親と子で親しむ青空教室」を引き継ぎ、水と親しみ、川に住む水生生物を調査しながら、きれいな水の大切さ、自然の営み、生命の不思議などを体験する教室を、夏休みを中心に加茂川において実施している。全国水生生物調査（環境省）にも参加し、水生生物の種類から加茂川の水質を判定するなど、地域の清流に対する理解を深めている。

5 加茂川河口 生きもの調査

2013（平成25）年度から2016（平成28）年度において、市民参加型の生きもの調査プロジェクト「加茂川河口 生きもの調査」を実施し、毎年調査地点を変えて、加茂川河口の干潟で生息する様々な生き物を調査した。

干潟は海と陸の移行帯であり、河川から流れ込む有機物や栄養塩を蓄積し、生態系に重要な役割を果たしている。本市の加茂川と中山川河口には、愛媛県最大の面積を持つ干潟が広がっている。

調査の目的は、加茂川河口干潟でどのような生きものがどのくらい生息しているかを調査すること、環境保全や生態系の理解に役立つ情報を収集することであり、市民に呼びかけ、専門家も参加して調査した。

調査の結果、毎回約30～45種の生きものが記録され、その中には環境省や日本ベントス学会のレッドデータブックに記載されている絶滅が心配される種も含まれており、加茂川河口の干潟の自然が豊かで貴重な存在であることが確認できた。2024（令和6）年度から令和2027（令和9）年度には、前回と同じ調査地点で、約10年後の生物相の変化を確認することを目的とし、同様の調査を計画し、現在進行中である。

6 未来へつなぐ森林環境教育

森林環境譲与税を活用し、幼少期から森林の持つ多面的機能と、その機能をより効果的に発揮させるための森林整備についての理解を深めることを目的として、2021（令和3）年度から、市内の小学生を対象に森林環境教育「未来へつなぐ森林林業啓発事業」を実施している。

各学校では、身近にある森林などでのフィールドワークを通じて、森林が与えてくれる様々な恵みについて学んでおり、取組を通じた林業への関心の高まりと、将来的な林業の担い手確保についても期待している。

第6節 地球温暖化対策・エネルギー施策

1 エネルギービジョンの変遷

本市は日射量等の自然資源に恵まれていることから、持続可能な社会の実現を目指し、早くから新エネルギーの利活用に取り組み、その導入と普及を進めてきた。特に力を入れたのが、太陽光発電や水素エネルギーの活用である。

通商産業省（当時）のサンシャイン計画に基づき、1981（昭和56）年に当時では世界最大級となる太陽光発電試験プラントによる実証実験が行われ、現在実用化されている太陽光発電システムの基礎を築くものとなった。

旧西条市では、太陽光発電試験プラントが立地するなど、新エネルギー導入の条件を備えていることなどを踏まえ、人と自然に優しい環境に調和したまちづくりや都市イメージの向上を図ることを目的に、1997（平成9）年度に西条市新エネルギービジョンを策定し、1999（平成11）年度には四国の地方公共団体で初となる住宅用太陽光発電システム設置費補助金を創設した。

2001（平成13）年度からは、水素エネルギーの活用研究として、省エネルギー性の高い「MHハイブリッド冷凍システム研究」に着手し、その後、これらの成果を活かした「西条クール・アースプロジェクト」にも取り組んだ（詳細は3編1章2節）。

2 西条市省エネルギービジョン

1997（平成9）年に京都議定書が採択されたことを背景に、旧西条市では省エネルギー対策の指針として、2002（平成14）年度に西条市省エネルギービジョンを策定した。

合併後の2005（平成17）年度には、同ビジョンのアクションプランの中で重点施策と位置付けた「産業活性化につながる研究、技術開発の推進（省エネルギー技術で地域活性化）」を図るため、「西条市省エネルギービジョン 排熱リサイクルによる省エネビジネスモデルの構築並びに環境評価調査」を策定した。

また、2010（平成22）年度には、同ビジョンに基づき一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の地域新エネルギー等導入促進対策費補助金を活用し、(株)アドバンテックとの共同事業により公共施設7施設に太陽光発電システム（合計100kW）を設置。2012（平成24）年度には、同社が市有地（旦之上3,687.65㎡）を賃貸し、太陽光発電所（215.04kW）を設置している。

3 新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金

本市は、環境に調和した低炭素なまちづくりを推進するため、合併前から行われてきた住宅用太陽光発電システム設置費補助金を拡充し、2015（平成27）年度から新エネルギー等関連設備を市内に設置する市民に対して、補助金の交付を行っている。

新エネルギー等関連設備導入促進事業補助金の実績は図表6-1-4のとおりである。

図表6-1-4 新エネルギー等導入促進事業補助金の実績

単位：件数

年度	太陽光	ZEH	燃料電池	蓄電池	交付実績合計
H11	23	-	-	-	23
H12	22	-	-	-	22
H13	11	-	-	-	11
H14	8	-	-	-	8
H15	10	-	-	-	10
H16	14	-	-	-	14
H17	22	-	-	-	22
H18	33	-	-	-	33
H19	37	-	-	-	37
H20	32	-	-	-	32
H21	127	-	-	-	127
H22	307	-	-	-	307
H23	398	-	-	-	398
H24	511	-	-	-	511
H25	430	-	-	-	430
H26	208	-	-	-	208
H27	121	-	1	45	167
H28	134	-	3	35	172
H29	123	-	3	26	152
H30	102	-	5	45	152
R元	108	-	3	58	169
R2	93	-	1	62	139
R3	-	18	6	116	140
R4	-	7	8	55	70
R5	-	17	1	115	132
R6	-	24	0	89	113
累計	2,874	66	31	646	3,599

資料：環境政策課

H11～26年度の間は、太陽光発電システムのみが補助対象設備

H27年度から他種設備との同時申請があるため交付実績合計と導入台数の合計は一致しない

R3年度から補助対象設備として太陽光発電システムは廃止し、ZEHを開始

R4年度は、R4年11月末現在の実績（県交付決定額を上限とし、R4.10で募集を中止）

4 地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）

（1）事務事業編

地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、温室効果ガス削減計画である地方公共団体実行計画を策定することとされている。

本市では、地方公共団体自らの事務及び事業に関する計画である「事務事業編（通称：西条市CO₂ダイエット計画）」について、2006（平成18）年3月に第1期地球温暖化対策実行計画を策定し、その後2011（平成23）年3月に第2期、2017（平成29）年3月に第3期、2022（令和4）年3月に第4期を策定した。

第4期計画は、2013（平成25）年度を基準年とする2021（令和3）年度から2025（令和7）年度の5年間の計画である。国が2050（令和32）年までにカーボンニュートラルの実現と、2030

(令和12)年度までに温室効果ガス2013(平成25)年度比46%削減を目標としていることを踏まえ、温室効果ガス削減目標を次のとおり設定した。

- ・本市全体で32%削減
- ・職員の取組による削減目標設定の目安は2013(平成25)年度比30.7%削減。各施設においても、基準年に対して同じ割合を削減量とする。
- ・ごみ減量による温室効果ガス削減目標設定の目安は、2013(平成25)年度比34%削減。

2023(令和5)年度の実績は、職員の取組もあり市の事務事業による排出量は基準年に比べて15.9%減少した半面、ごみ処理に係る温室効果ガス排出量は基準年に対して8.3%増加した。その結果、合計排出量は基準年に対して6.4%減少となっている。

排出源別温室効果ガス排出量は図表6-1-5のとおりである。

図表6-1-5 排出源別温室効果ガス排出量(事務事業編削減対象施設)

排出量	基準年 H25年度	R3年度		R4年度			R5年度			削減目標	
		排出量 (t-CO ₂)	基準年度 比	排出量 (t-CO ₂)	前年度 比	基準年度 比	排出量 (t-CO ₂)	前年度 比	基準年度 比		
職員の 取組	ガソリン	286	237	▲17.1%	266	12.0%	▲7.1%	252	▲5.3%	▲12.0%	▲30.7%
	軽油	85	66	▲22.8%	75	14.6%	▲11.6%	67	▲10.7%	▲21.1%	
	灯油	2,284	972	▲57.4%	1,061	9.1%	▲53.5%	1,186	11.8%	▲48.1%	
	A重油	755	633	▲16.1%	618	▲2.5%	▲18.2%	606	▲1.9%	▲19.7%	
	LPG	382	712	86.4%	642	▲9.7%	68.3%	650	1.2%	70.2%	
	電気	18,258	16,773	▲8.1%	16,519	▲1.5%	▲9.5%	15,775	▲4.5%	▲13.6%	
	CO ₂ 以外	122	95	▲21.9%	90	▲5.5%	▲26.2%	107	18.4%	▲12.7%	
	小計	22,172	19,488	▲12.1%	19,271	▲1.1%	▲13.1%	18,643	▲3.3%	▲15.9%	
ごみ 減量	廃プラスチック	13,781	12,207	▲11.4%	10,666	▲12.6%	▲22.6%	15,045	41.1%	9.2%	▲34.0%
	CO ₂ 以外 (ごみ)	597	594	▲0.4%	534	▲10.2%	▲10.6%	533	▲0.2%	▲10.7%	
	小計	14,378	12,801	▲11.0%	11,200	▲12.5%	▲22.1%	15,578	39.1%	8.3%	
合計	36,550	32,289	▲11.7%	30,471	▲5.6%	▲16.6%	34,221	12.3%	▲6.4%	-	

資料：環境政策課

なお、第4期計画については、国の「地球温暖化対策計画」の目標や取組内容、2024(令和6)年度に初めて策定した「区域施策編」との整合を図るため、1年前倒しで計画を終了させ、2025(令和7)年度から2030(令和12)年度を計画期間とする第5期計画を策定することとした。計画の素案を西条市地球温暖化対策委員会や西条市脱炭素推進検討会に諮り、2025(令和7)年3月に計画を策定した。

図表6-1-6 第5期計画における令和12年度の目標値

	基準年	直近年	目標年	政府実行計画 削減率
	H25年度	R5年度 実績	R12年度	地球温暖化対策計画 削減率
職員の取組	30,376トン	16,263トン ▲46.5%	14,884トン ▲51.0%	▲50% 業務その他部門▲51%
ごみ減量	15,174トン	16,342トン 7.7%	7,587トン ▲50.0%	▲50% 廃プラ焼却量▲46%
全体	45,550トン	32,605トン ▲28.4%	22,471トン ▲50.7%	

資料：環境政策課(第5期西条市地球温暖化対策実行計画)

(2) 区域施策編

2050(令和32)年のカーボンニュートラル実現に向けては、市民、事業者、行政、各種団体等が一体となって脱炭素に取り組んでいく必要がある。そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づいた、市域全体の温室効果ガスの排出量削減等計画となる「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定に2023(令和5)年度から取り組んだ。

本市の温室効果ガスの現況推計や地域特性、市民・事業者へのアンケート結果等を踏まえて将来ビジョンを作成し、これに基づき基本方針や対策・施策の内容を定めた。計画の素案を、西条市地球温暖化対策委員会や西条市脱炭素推進検討会に諮り、パブリックコメントを経たのち、2025(令和7)年3月に「西条市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定した。

本計画の目標年度である2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標を踏まえて、2013(平成25)年度比46%削減とした。目標達成のためには、前述の国の「省エネ施策」効果だけでは削減量が不足することから、市内の森林吸収量を含めた削減量の反映や、2022(令和4)年度に実施した西条市地域再エネ導入戦略策定支援業務報告書*1で示された再生可能エネルギーの導入拡大を進めることで、目標達成を目指す。

区域施策編における温室効果ガスの排出削減目標は図表6-1-7のとおりである。

*1 西条市地域再エネ導入戦略策定支援業務 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを調査し、その結果に基づく導入目標を設定し、その目標実現や地域課題の解決にも貢献する具体的な施策などを検討したもの

図表6-1-7 温室効果ガス排出削減目標（区域施策編）

部門・分野	排出量（千t-CO ₂ ）						対基準年 度削減率
	基準年度	現状年度	目標年度 2030年			排出量	
	2013 (H25)年	2021 (R3)年	BAU*	国省エネ 施策反映後	再エネ導入 等による 削減		
合計	3,115	2,588	2,451	1,733	▲60	1,674	▲46%
産業部門	2,408	2,056	1,932	1,411	▲2	1,409	▲41%
製造業	2,369	2,017	1,896	1,384	▲2	1,381	▲42%
建設業・鉱業	10	8	8	7		7	▲30%
農林水産業	29	31	28	20		20	▲29%
業務その他部門	190	136	137	107	▲14	93	▲51%
家庭部門	231	149	142	95	▲16	79	▲66%
運輸部門	272	234	233	114		114	▲58%
自動車	228	189	183	92		92	▲60%
旅客	118	90	86	52		52	▲57%
貨物	110	98	97	41		41	▲63%
鉄道	9	6	6	2		2	▲83%
船舶	35	39	44	20		20	▲43%
廃棄物分野（一般廃棄物）	15	13	7	7		7	▲50%
吸収源（森林吸収量等）					▲28	▲28	

資料：環境政策課

注 表中の数値は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない

*BAU：省エネや再エネ導入等の追加的な対策を講じない場合における推計

5 ゼロカーボンシティ

本市は2024（令和6）年2月27日、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を表明した。本市の豊かな自然環境を次の世代へと引き継ぐため、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、適切な森林整備を通じた二酸化炭素吸収源の確保などに取り組み、「持続可能都市西条2050」の実現に向けた様々な施策を推進していくこととしている。

6 熱中症対策

2024（令和6）年4月1日に改正気候変動適応法が施行され、これにより従来から環境省・気象庁が発表していた「熱中症警戒アラート」が法律に位置付けられた。さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段階上の「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設された。また、この熱中症特別警戒アラート発表期間中において、暑さから避難するために開放する施設、いわゆる「クーリングシェルター」を市町村長が指定できることとなった。

本市においては、2024（令和6）年7月17日から一部の公共施設をクーリングシェルターに指定するとともに、民間施設の募集を開始した。2024（令和6）年度は、公共施設が本庁舎、西部支所、丹原サービスセンター、小松サービスセンターの4施設、指定管理施設がSAIJO B A S E、西条市食の創造館の2施設、民間施設2施設、計8施設を指定施設とした。

第2章 生活環境

第1節 環境衛生

1 市民・事業者等による環境美化活動の推進

合併後も市民・事業者等による地域環境美化活動が様々な形態で引き続き展開されている。校区等の一斉清掃や自治会等による地域の一斉清掃においては、活動の促進、環境美化意識の啓発を図ることを目的に、予算の範囲内で謝礼金の支払、用品等の提供、損害保険への加入など支援を行っている。

2 畜犬登録と狂犬病予防等

1999（平成11）年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布され、2000（平成12）年度から犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等は法令に基づき市町村の事務となった。

本市においても、畜犬登録事務と狂犬病予防事務を合併後も引き続き実施している。

近年は動物病院などでの個別接種が増加傾向にあるが、本市では、毎年、獣医師、職員が地域に出向く集合注射を継続して実施しており、飼い犬の登録や接種率向上を含め飼い主への動物の愛護、適正な飼養、ペット防災などの普及啓発を推進しながら、公衆衛生の向上及び人と動物が共生する豊かな地域社会の確立を目指している。2024（令和6）年度においては登録のある飼い主へ約6,600頭分の案内はがきを送付し、市内173か所の接種会場において212回、獣医師会の協力により1,311頭への集合注射を行った。

畜犬登録と狂犬病予防等の推移は図表6-2-1のとおりである。

図表6-2-1 畜犬登録と狂犬病予防等の推移

（単位：件、頭）

種別 / 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
登録件数		703	568	621	792	658	582	513
狂犬病予防注射件数		5,628	5,390	5,340	5,758	5,582	5,471	5,281
野犬 引取状況	市扱い	26	22	19	24	25	24	28
	捕獲等	328	302	340	367	451	170	176
	合計	354	324	359	391	476	194	204

種別 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録件数		560	537	451	453	404	417	478
狂犬病予防注射件数		5,281	5,104	5,015	4,835	4,676	4,582	4,559
野犬 引取状況	市扱い	30	38	27	116	44	48	47
	捕獲等	196	141	115	84	91	79	61
	合計	226	179	142	200	135	127	108

種別 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録件数		513	441	549	454	450	438	412
狂犬病予防注射件数		4,599	4,426	4,475	4,309	4,447	4,043	4,177
野犬 引取状況	市扱い	41	45	27	18	8	19	12
	捕獲等	51	59	40	25	16	29	25
	合計	92	104	67	43	24	48	37

資料：衛生課（事務報告書・一）

注 H16は合併前の数値を含む

3 動物愛護推進事業

動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を行うことにより、望まれない繁殖の抑制と地域の良好な生活環境の保持を目的として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金を交付している。また、動物の盗難や逸走した動物の所有者等の特定を容易にし、所有者等の責任の明確化、飼育意識の向上などを目的として、飼い犬、飼い猫に対するマイクロチップの装着に対する装着費補助金を2023（令和5）年度から交付している。

4 そ族昆虫駆除

家庭などで発生した病害虫等を駆除し発生を抑制することにより、住民への被害防止と良好な地域環境を維持することを目的に、合併後も引き続き、ウジ、ボウフラ、ネズミ等駆除薬剤を希望する世帯、自治会等の団体に配布している。

第2節 火葬場と墓地

1 西条市やすらぎ苑

西条市やすらぎ苑は、1982（昭和57）年に完成した公営火葬場である。道前福祉衛生事務組合の施設であったが、合併後に本市の施設となった。また、2006（平成18）年度からは指定管理者制度を導入している。

敷地の一部を2013（平成25）年度に河川改修工事のため愛媛県に、2019（令和元）年度に国道11号小松バイパスの工事のため国土交通省に売却している。

住所	玉之江 992 番地
延床面積	1,135.11 ㎡ ・待合室：615.8 ㎡（1階 351.8 ㎡、2階 264 ㎡） ・斎場棟：519.31 ㎡（付属施設を含む）
火葬の処理能力	日最大火葬件数：12 件
火葬業務時間	10 時～17 時（受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分）
休日	1 月 1 日及び市長が指定する日

やすらぎ苑の使用状況の推移は図表 6-2-2 のとおりである。

図表6-2-2 やすらぎ苑の使用状況の推移

(単位：件)

区分 / 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
死体等	12歳以上	1,193	1,233	1,222	1,250	1,285	1,217	1,265
	12歳未満	3	7	1	4	7	3	4
	死産児	32	28	24	20	24	28	27
	計	1,228	1,268	1,247	1,274	1,316	1,248	1,296
産汚物		84	94	84	42	33	46	56
安置室		28	24	24	27	32	46	39
告別室		42	27	30	24	32	36	38

区分 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死体等	12歳以上	1,356	1,372	1,336	1,400	1,408	1,390	1,408
	12歳未満	4	3	2	3	6	2	2
	死産児	18	16	22	15	19	16	14
	計	1,378	1,391	1,360	1,418	1,433	1,408	1,424
産汚物		52	32	38	35	30	29	31
安置室		40	48	55	55	55	55	62
告別室		37	44	39	37	40	40	43

区分 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
死体等	12歳以上	1,387	1,405	1,538	1,437	1,624	1,533	1,621
	12歳未満		2		3	2	3	2
	死産児	19	17	13	14	19	12	11
	計	1,406	1,424	1,551	1,454	1,645	1,548	1,634
産汚物		31	24	25	25	19	22	22
安置室		66	62	59	76	95	88	100
告別室		39	32	28	45	44	41	26

資料：衛生施設課（事務報告書・一）

注 H16は合併前の数値を含む

2 やすらぎ苑長寿命化事業

やすらぎ苑は、1995（平成7）年に待合棟へ待合室2室を増築した（増築前の延床面積1,047.74㎡→増築後1,135.11㎡）が、2022（令和4）年度時点で建物竣工から40年以上が経過し、老朽化が進んでいた。施設の長寿命化及び利便性の向上を図るため、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度にかけて、待合棟及び斎場棟の改築、火葬炉設備の更新などを行っている。

火葬炉（全6炉）は、2024（令和6）年度から2か年で3炉ずつ更新する。

待合棟は、旧道前福祉衛生事務組合の事務所等があった2階を改修して洋室の待合室を新設するとともに、1階の和室を洋室化した。また、正面玄関の自動ドア化、トイレの洋式化や多目的トイレの充実などのバリアフリー化を行い、2024（令和6）年度に工事が完了した。

3 市営墓地

合併前の旧市町で管理運営していた次の7か所の墓地は、合併後、本市に引き継いだ。

本市における市営墓地の一覧は図表6-2-3のとおりである。

図表6-2-3 市営墓地一覧

NO	名称	位置（代表地番）	使用料	備考
1	周布幸木第2墓地	周布1899番地1	4,500円/㎡	
2	国安松之上第2墓地	国安1014番地1	36,000円/区画	4㎡/区画
3	国安松之上第3墓地	国安1012番地1	180,000円/区画	4㎡/区画
4	旭新開墓地	三津屋755番地2	57,500円/㎡	4㎡/区画 *1
5	下町墓地	丹原町丹原81番地1	190,000円/区画	2.88㎡/区画
6	藍刈墓地	小松町新屋敷乙32番地1	-	6.6㎡以内/区画
7	石根墓地	小松町大頭乙12番地1	(1号地) 260,000円/区画 (2号地) 336,000円/区画	4.84㎡/区画 6.25㎡/区画

資料：衛生施設課

*1 管理料について定めあり（1許可1回限り30,000円）

4 墓地埋葬等に関する許可

埋葬、火葬等の手続については、墓地埋葬法により市町村長の許可が必要となっており、本市で許可証の発行を行っている。

また、改葬については、埋葬されている墓地所在地を管轄する市町村長の許可が必要になることから、改葬許可申請書を受付し、改葬許可証の発行を行っている。

墓地の経営や納骨堂・火葬場の設置等の許可等については、合併前の各市町において愛媛県から移譲事務として受付等の事務を行っていたが、2012（平成24）年の地方分権一括法の施行により「墓地、埋葬等に関する法律」が改正され、市の事務となったことから、同年に「西条市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を定め、墓地、納骨堂、火葬場の許可等を行っている。

埋火葬許可の推移は図表6-2-4のとおりである。

図表6-2-4 埋火葬許可の推移

(単位：件)

許可証区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
大人	-	1,214	1,219	1,240	1,220	1,225	1,268
子供	-	6	1	4	7	2	7
死産	-	28	24	18	21	28	24
計		1,248	1,244	1,262	1,248	1,255	1,299

許可証区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
大人	1,347	1,338	1,313	1,379	1,390	1,373	1,402
子供	4	3	2	3	6	2	2
死産	18	15	22	15	18	16	14
計	1,369	1,356	1,337	1,397	1,414	1,391	1,418

許可証区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大人	1,390	1,402	1,537	1,437	1,624	1,536	1,621
子供		2		3	2	3	2
死産	19	17	13	14	19	12	11
計	1,409	1,421	1,550	1,454	1,645	1,551	1,634

資料：市民課（事務報告書・一）

第3節 合併処理浄化槽

1 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生に寄与することを目的に公共下水道事業計画区域外の住宅に補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の普及促進を図っている。

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換及び新築する住宅への設置費補助金を交付する。2024（令和6）年度から、転換には宅内配管工事費についても追加補助とした。

(2) 合併処理浄化槽維持管理費補助金

公共下水道と合併処理浄化槽の利用者負担の公平性を確保するため、2017（平成29）年度から合併処理浄化槽の適正な維持管理を行っている個人に対し、浄化槽1基に毎年1回目の申請から10年間に限り、年1万円の維持管理費補助を行っていた。

2024（令和6）年度からは10年間の期間を見直し、公共下水道使用料による格差を参考に補助金を見直すこととし、同年度の維持管理分からは2万円の補助額とした。

(3) 合併処理浄化槽維持管理費特別補助金

公共下水道事業計画区域内に設置した合併処理浄化槽については、従来は設置整備事業補助金の交付対象外としていた。しかし、事業計画区域見直しにより交付対象となる浄化槽に対して、適正な維持管理を行うことを条件に、2024（令和6）年度から新たに特別補助金を10年間において10回交付することとした。

浄化槽設置及び維持状況は図表6-2-5のとおりである。

図表6-2-5 浄化槽設置及び維持状況

【設置補助件数】

(単位：基)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
5人槽	91	95	95	141	191	187	168
7人槽	150	155	155	120	70	50	46
10人槽以上	11	10	13	13	11	6	7
合計	252	260	263	274	272	243	221
累計基数	2,848	3,108	3,371	3,645	3,917	4,160	4,381

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
5人槽	173	162	170	137	111	138	136
7人槽	45	38	29	26	23	28	19
10人槽以上	8	13	9	10	7	8	8
合計	226	213	208	173	141	174	163
累計基数	4,607	4,820	5,028	5,201	5,342	5,516	5,679

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5人槽	116	115	96	118	123	108	139
7人槽	15	15	9	12	8	8	13
10人槽以上	3	9	3	4	2	2	3
合計	134	139	108	134	133	118	155
累計基数	5,813	5,952	6,060	6,194	6,326	6,444	6,599

資料：衛生課（事務報告書・一）

注 H16は合併前の数値を含む

【維持管理補助件数】

(単位：基)

地区 / 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
西条	166	154	152	128	139	142	138	404
東予	577	626	634	714	704	701	711	1,193
丹原	502	571	614	622	655	634	643	790
小松	695	749	780	806	842	803	828	1,033
計	1,940	2,100	2,180	2,270	2,340	2,280	2,320	3,420

資料：衛生課（事務報告書・一）

第3章 廃棄物

第1節 し尿処理

し尿の汲取は地域内の許可業者が行っており、処理は道前福祉衛生事務組合が運営するひうちクリーンセンターで行われてきたが、合併により同施設を本市が引き継ぎ処理している。

施設については、老朽化が進行したことにより新施設を整備し、現在は新施設で処理している。本市のし尿処理量の推移は図表6-3-1のとおりである。

1 旧西条市ひうちクリーンセンター

旧西条市ひうちクリーンセンター（氷見戊75番地）は、合併前の1979（昭和54）年に道前福祉衛生事務組合が建設した。処理棟は鉄筋コンクリート造2階建て延べ3,468.84㎡、管理棟は同造平屋559.46㎡で、処理能力は180kℓ/日、処理方式は標準脱窒素処理方式であった。

合併後に本市の施設となり、修繕や改修を行いながら運営を続けてきた。しかし、老朽化が進んだため構造物の劣化調査や耐震診断を行った結果、全体的に劣化が進み躯体そのものの耐力が不足していたことから、2014（平成26）年度に新施設の整備に着手し、2020（令和2）年3月に新施設が完成した。

旧施設については、新施設の供用開始後、2021（令和3）年度までに解体・撤去を行っている。

2 西条市ひうちクリーンセンター

新しく完成したひうちクリーンセンターは、汚泥再生処理センターとして、収集した汚泥を資源化し有効利用ができる環境にやさしい施設となっており、循環型社会に貢献することを目指し、2020（令和2）年度から処理を開始している。

本施設では、し尿などを生物処理するとともに高度処理し、厳しい放流水質基準を満たした処理水にして放流するとともに、し尿などを助燃剤化装置で固液分離処理し、助燃剤にして再利用している。

所在地	氷見戊75番地
面積	敷地面積：26,891.97㎡ 建築面積：1,023.43㎡ 延床面積：2,087.46㎡
処理する一般廃棄物	し尿、浄化槽汚泥、生ごみその他の資源化可能な有機性の廃棄物で、規則で定めるもの
処理方式	主処理：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 資源化処理…汚泥助燃剤化方式 高度処理…砂ろ過＋活性炭吸着方式
処理能力	し尿 20 kℓ/日、浄化槽汚泥 52 kℓ/日、有機性廃棄物 約 30kg/日

図表6-3-1 し尿処理実績の推移

(単位：kl)

区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
し尿	-	17,465	14,988	13,836	12,346	11,399	10,908
浄化槽汚泥	-	11,558	13,520	13,954	14,972	16,103	15,172
計	30,746	29,023	28,508	27,790	27,318	27,502	26,080

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
し尿	10,370	9,356	9,002	9,914	9,146	8,364	7,873
浄化槽汚泥	15,699	16,236	16,319	17,653	17,742	18,605	19,595
計	26,069	25,592	25,321	27,567	26,888	26,969	27,468

区分/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	7,375	6,995	5,612	5,807	5,920	5,272	5,531
浄化槽汚泥	20,174	20,005	20,684	20,856	20,821	21,154	22,563
計	27,549	27,000	26,296	26,663	26,741	26,426	28,094

資料：衛生施設課（事務報告書・一）

注 H16はし尿と浄化槽汚泥に分けての集計をしていない。合計量は合併前の数値を含む

第2節 ごみ処理

1 本市のごみ収集の概要

本市におけるごみ収集は、1954（昭和29）年頃から市街地を特別清掃区域に指定して、有料で戸別収集が始まり、回収後は埋め立て処理を行っていた。1957（昭和32）年に当時の西条市に、1961（昭和36）年に東予市の前身である壬生川町に、ごみ焼却施設がそれぞれ建設され焼却処理が中心となった。

1966（昭和41）年に周桑環境衛生事務組合を設立し、丹原町、小松町を含めて焼却処理を行うこととなった。

1973（昭和48）年に道前福祉衛生事務組合を設立し、増加するごみや悪臭・騒音対策として清掃第二工場を整備し2市2町のごみの焼却処理を開始したことに伴い、西条市、東予市の施設を閉鎖した。

1968（昭和43）年頃からもえるごみの袋収集のステーション方式に切り替わり、もえないごみも1982（昭和57）年から収集袋に切り替わった。

1991（平成3）年に道前クリーンセンターが完成したことにより、ごみの分別や収集の見直しが始まり、1994（平成6）年から指定ごみ袋制を合併前の2市2町全域で導入した。現在は市内約2,000か所のごみステーションがあり、民間の収集業者に委託し、ごみ収集を行っている。

ごみ収集状況の推移は図表6-3-2のとおりである。

図表6-3-2 ごみ収集状況の推移

(単位：t)

区分・種類/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
処理 ごみ	もえるごみ	22,794	22,697	22,763	22,210	21,799	21,496	21,697
	もえないごみ	2,214	2,162	2,078	1,970	1,767	1,744	1,716
	粗大ごみ	1,029	911	905	830	776	713	650
	計	26,038	25,770	25,746	25,010	24,342	23,954	24,063
資源 ごみ	新聞	1,159	987	1,097	939	525	298	180
	ダンボール	379	372	373	347	328	315	309
	雑誌・雑がみ	1,104	1,053	1,012	889	591	573	354
	ペットボトル	110	117	113	117	113	114	113
	無色ガラスびん	184	177	178	162	153	149	148
	茶色ガラスびん	210	205	200	193	182	176	175
	その他ガラスびん	44	42	42	40	40	37	39
	計	3,191	2,953	3,015	2,686	1,931	1,663	1,316
合計	29,228	28,723	28,760	27,695	26,273	25,616	25,379	

区分・種類/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
処理 ごみ	もえるごみ	22,029	22,068	21,721	21,820	21,381	20,735	20,531
	もえないごみ	1,764	1,749	1,775	1,702	1,672	1,597	1,568
	粗大ごみ	702	728	730	704	729	723	741
	計	24,495	24,546	24,226	24,227	23,783	23,054	22,840
資源 ごみ	新聞	563	509	786	870	784	828	771
	ダンボール	319	262	281	296	282	283	293
	雑誌・雑がみ	451	367	494	539	498	494	475
	ペットボトル	105	106	106	92	88	91	90
	無色ガラスびん	141	140	133	128	127	122	118
	茶色ガラスびん	171	166	166	158	152	146	142
	その他ガラスびん	40	42	40	42	43	43	43
	計	1,791	1,592	2,007	2,125	1,974	2,007	1,932
合計	26,286	26,138	26,233	26,351	25,757	25,061	24,772	

区分・種類/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
処理 ごみ	もえるごみ	19,950	20,261	19,604	19,275	18,812	17,080	16,282
	もえないごみ	1,532	1,535	1,557	1,416	1,343	1,024	1,057
	粗大ごみ	790	797	902	833	1,519	132	160
	計	22,272	22,593	22,063	21,524	21,675	18,235	17,499
資源 ごみ	新聞	639	527	512	538	533	397	332
	ダンボール	270	265	336	345	353	371	344
	雑誌・雑がみ	423	383	395	397	446	341	297
	ペットボトル	87	86	91	93	97	97	97
	無色ガラスびん	111	102	108	108	125	132	125
	茶色ガラスびん	136	132	132	127	150	167	157
	その他ガラスびん	44	44	47	48	53	54	51
	計	1,711	1,539	1,620	1,657	1,758	1,559	1,404
合計	23,982	24,132	23,683	23,181	23,433	19,795	18,903	

資料：衛生課（事務報告書・一）

2 ごみ量・リサイクル率等の推移

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によると、合併以降、本市の生活系ごみ1人1日当たりの排出量は減少傾向にあるが、愛媛県や全国の実績値を上回る。2023（令和5）年度も、県内11市平均603g、全国平均592gと比べ、本市は607gと上回っている。

ごみ排出量の推移は、図表6-3-3のとおりである。

図表6-3-3 ごみ排出量の推移

年度	総排出量(t)	1人1日当たりごみ排出量(g)		
	西条市	西条市	愛媛県	全国
H21	47,358	1,130	927	994
H22	45,953	1,098	914	976
H23	47,728	1,140	919	976
H24	47,567	1,136	914	964
H25	46,862	1,128	911	958
H26	46,340	1,124	910	947
H27	45,483	1,107	914	939
H28	44,964	1,102	899	925
H29	44,184	1,092	902	920
H30	43,813	1,093	895	919
R1	42,293	1,059	901	919
R2	38,934	985	886	901
R3	38,293	979	881	890
R4	39,375	1,018	880	880
R5	34,078	889	836	851

資料：各年一般廃棄物処理実態調査（環境省）

リサイクル率は、合併以降ほぼ横ばいで推移し、愛媛県や全国の実績値を下回る。2023（令和5）年度も県内平均15.8%、全国平均19.5%と比べ、本市8.7%と下回っている状況にある。

資源ごみ資源化状況の推移は、図表6-3-4のとおりである。

図表6-3-4 資源ごみ資源化状況の推移

(単位：t)

区分/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
資源 ごみ	新聞	1,200	1,050	1,158	1,009	585	350	240
	ダンボール	517	499	494	468	408	401	389
	雑誌	1,253	1,192	1,156	1,041	729	714	496
	ペットボトル	111	114	122	133	122	121	124
	無色ガラスびん	182	181	176	164	152	151	153
	茶色ガラスびん	164	161	158	154	150	144	146
	その他ガラスびん	40	38	40	39	36	37	38
	炉下鉄プレス	100	99	96	99	93	84	89
	鉄プレス	859	834	813	777	721	706	663
	アルミプレス	242	227	199	176	164	165	145
	ジャミ鉄	679	574	588	501	454	405	330
計	5,347	4,969	5,000	4,561	3,614	3,278	2,813	
空き びん	一升びん本数	39,303	37,464	35,045	38,195	30,870	28,191	27,930
	ビールびん本数	11,310	9,066	7,069	7,336	5,383	4,846	3,940
	ジャンボびん本数	656	499	415	381	231	140	173
	計	51,269	47,029	42,529	45,912	36,484	33,177	32,043
(参考) 重量換算		48	41	41	44	35	31	29

(単位：t)

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
資源 ごみ	新聞	627	572	852	933	849	886	819
	ダンボール	404	344	380	386	374	373	380
	雑誌	598	515	643	681	650	640	630
	ペットボトル	111	104	93	75	73	75	77
	無色ガラスびん	138	139	133	137	116	134	108
	茶色ガラスびん	142	134	142	132	109	139	114
	その他ガラスびん	39	31	38	50	24	46	34
	炉下鉄プレス	94	85	92	85	85	78	79
	鉄プレス	638	604	596	535	490	471	424
	アルミプレス	136	143	181	196	196	202	195
	ジャミ鉄	370	405	420	414	448	433	450
計	3,297	3,076	3,570	3,624	3,414	3,477	3,310	
空き びん	一升びん本数	30,660	43,039	29,605	28,572	29,370	27,775	24,102
	ビールびん本数	3,510	5,086	3,542	3,750	3,090	2,400	2,060
	ジャンボびん本数	50	-	-	-	-	-	-
	計	34,220	48,125	33,147	32,322	32,460	30,175	26,162
(参考) 重量換算		31	31	30	29	29	28	24

区分/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資源 ごみ	新聞	687	574	546	571	567	442	378
	ダンボール	368	354	415	423	431	349	316
	雑誌	564	545	524	529	571	473	434
	ペットボトル	78	78	84	83	91	97	91
	無色ガラスびん	110	101	113	102	134	133	138
	茶色ガラスびん	114	126	100	113	149	168	151
	その他ガラスびん	47	45	50	50	50	51	52
	炉下鉄プレス	58	68	69	62	62	55	48
	鉄プレス	454	420	454	390	416	260	281
	アルミプレス	205	177	196	204	209	163	190
	ジャミ鉄	538	479	479	461	676	205	239
スクラップ	-	-	-	-	144	132	72	
計	3,223	2,967	3,030	2,988	3,500	2,528	2,390	
空き びん	一升びん本数	21,541	20,129	18,323	14,456	14,792	14,537	15,558
	ビールびん本数	1,260	1,980	1,760	1,660	1,820	720	520
	計	22,801	22,109	20,083	16,116	16,612	15,257	16,078
(参考) 重量換算		21	20	18	15	15	14	15

資料：衛生施設課（事務報告書・一）

3 一般廃棄物処理基本計画

市町村の廃棄物政策は、廃棄物処理法によって策定を義務付けられた一般廃棄物処理基本計画に沿って進められる。本市でも2006（平成18）年3月に第1次の一般廃棄物処理基本計画、2017（平成29）年3月に第2次の同計画を策定した。第2次計画の計画期間は2017～2031（平成29～令和13）年度の15年間で、5年ごとに見直しを行うこととしている。

第2次計画では、「豊かな自然環境を育む循環型社会形成推進都市・西条」を目指すべき姿とし、本市の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐために市民への3Rの啓発に努め、これを基本原則として取組を進め、ごみの減量化を図っていくこととした。

具体的には、市民意識の啓発と環境教育の推進をはじめ、ごみの発生・排出抑制を目的とした家庭系ごみの有料化の検討、リサイクル推進に向けた収集システムの整備、プラスチック製容器包装類の分別収集と再資源化推進、資源ごみの分別収集体制の強化などを盛り込んだ内容とした。

また、2020（令和2）年度を目標年度としたごみ排出量や「収集ごみ+直接埋立ごみ+集団回収」の最終処分量目標などの数値目標を設定し、目標達成を目指した。

その後、2022（令和4）年3月、計画策定から5年目を迎えるに当たり、計画の中間見直しを行った。

本市は愛媛県の平均と比べて、1人1日当たりのごみの排出量は多く、リサイクル率は低い状況であった。その傾向は、第二次計画のスタート後も変わらなかった。そこで、中間見直しでは、「ごみの発生・排出削減目標」「資源化目標」「最終処分量目標」の計画について2025（令和7）年度における目標達成を次のとおり目指すこととしている。

図表6-3-5 一般廃棄物処理基本計画における目標値等

目標種別	R1年度実績値 (基準年度)	R7年度目標値 (目標年度)
発生・排出削減目標 ※上段：市全体、中段：1人1日当たり (家庭系+集団回収)、 下段：1人1日当たり(市全体)	42,133t/年 750g/人・日 1,058g/人・日	38,477t/年 (R1比▲約8.7%) 685g/人・日 954g/人・日
資源化目標(リサイクル率)	9.60%	12%
最終処分量目標	8,002t/年	7,050t/年

資料：環境政策課（R4.3_西条市一般廃棄物処理基本計画中間見直し）

注 基準年度値は、目標年度値算出の際、地区ごとに過去実績を用いて収集区分ごとにトレンド法による回帰分析を実施し推計しているため、環境省実態調査の値と相違がある

4 家庭系ごみの処理・回収

(1) 指定ごみ袋制度

西条市道前クリーンセンターの稼働により、中でも大きな問題となったのが、ごみの分別不徹底による爆発事故の多発、本来は自己処理をしなければならない事業系ごみのごみステーションにあふれる、黒いごみ袋やダンボール箱でごみを出され中身を確認することができない、排出者はどれだけのごみを出しているか分からないなどであった。こうした問題を解決するために1994（平成6）年に指定ごみ袋を導入し、各世帯へ配布した。

指定ごみ袋には自治会名と氏名を記入する欄を設けた。指定ごみ袋導入時にごみステーションを管理する自治会から、出し間違い、後出しなどで取り残されたごみの排出者を確認できるようにと要望があったため、2023（令和5）年度から始まった有料指定ごみ袋についても記入欄を設けている。

各世帯への配布方法は、合併以前の2市2町において当初は3人以上の世帯はもえるごみ大袋、2人以下は中袋などの配布を行っていた。各市町の住民要望などにより、世帯人数での袋の大きさ、配布枚数などは各市町で変更された。

合併後、2006（平成18）年度から世帯人数に関係なく、もえるごみ大袋110枚、もえないごみ大袋20枚、粗大ごみ処理券10枚を配布。申し出により、5人以上の世帯はもえるごみ袋30枚追加配布で統一し、2010（平成22）年度からは6人以上の世帯は1人につき20枚追加配布としていた。

(2) ごみ減量への新施策

2023（令和5）年4月から、ごみの減量・資源化の推進を目的に新たな三つの施策を開始した。

ア 家庭系ごみの有料化

家庭系ごみの有料化は、経済的動機付けを活用したごみの削減と資源化の促進、ごみの量に応じた公平な負担、ごみの減量に伴うごみ処理費用の削減を目的に実施するものである。毎年の指定ごみ袋などの配布をやめ、1枚目から有料とする。指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券は、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアなど取扱店舗で購入できる。

指定ごみ袋1組10枚入は、大袋（45リットル）450円、中袋（30リットル）300円、小袋（20リットル）200円で、もえるごみ袋ともえないごみ袋はデザインが異なる。

従来の無料ごみ袋（旧指定ごみ袋）については、ごみ有料化へスムーズな移行を図るため、使用期限を当初2年間（令和7年3月31日まで）延長する経過措置を設けたが、使用期限に関して市民の混乱が見られたことから、2025（令和7）年の第2回3月定例会において、更に同年12月30日まで9か月間延長することとなった。

粗大ごみ処理券は300円の1種類、手数料600円、900円の場合は複数枚を組み合わせで使用する。

イ 粗大ごみの戸別収集

事前に電話又はインターネットで申し込み、粗大ごみそれぞれに手数料分の処理券を貼り、指定日に自宅玄関先の道沿いなどに朝8時までに出す。大きなごみを運ぶのが難しい世帯の負担の軽減や無責任なごみを減らし、これまでのごみステーション管理者の負担を減らすことを目的としている。

ウ 資源ごみ・危険ごみの拠点回収

現状のごみステーション回収は継続しながら、市庁舎や一部公民館に回収場所を新設し、回収体制の強化を図っている。古紙、ペットボトル、缶（飲食用）、これまで回収していなかった危険ごみ（蛍光灯・体温計・充電式電池）の無料回収を行っており、再資源化率の向上、危険ごみ混入の低減、資源ごみの持ち去りを防ぐことを目的としている。

(3) ごみ分別アプリの導入

2019（令和元）年6月からスマートフォン対応のごみ分別アプリを導入している。ごみ分別アプリは、分別方法を手軽に検索したり、収集日やごみに関する市からの情報をお知らせする機能があり、2024（令和6）年10月末現在12,250人の登録がある。

5 食品ロスの削減の推進

2019（令和元）年10月、食品ロス削減推進法が施行された。本市は2022（令和4）年3月に一般廃棄物処理基本計画の中間見直し時に同法に基づく「食品ロス削減推進計画」を定めた。計画では、2025（令和7）年度までに2020（令和2）年度比で食品ロス量10%削減、2030（令和12）年度までに半減以上を目指すという目標を掲げた。食品ロスの発生状況については、2021（令和3）年度に家庭系ごみの組成調査を実施したところ、もえるごみに占める食品ロスの割合は重量比で36.3パーセントであった。また、事業者へのアンケートでは、自社の食品ロスの発生状況を把握していないとの回答が過半数を占めた。

(1) フードドライブ

家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク関連支援団体を通じて福祉団体など

支援が必要な方々に届ける活動である。市内のスーパーマーケットなどで本活動が展開されており、市役所でも2023（令和5）年10月の食品ロス削減月間を契機に、市役所新館2階にフードドライブコーナーを設置し継続的に活動を行っている。

(2) おいしい食べきり運動推進店

外食産業から排出される食べ残しなどによる食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設などを登録する制度。登録店の取組をホームページなどで広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図っている。

6 小型家電のリサイクル

2013（平成25）年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、2022（令和4）年8月、小型家電のリサイクルを開始した。小型家電には、有用な金属などが含まれ、その有用な資源を次の世代につなぐため、市役所本庁、西部支所、丹原サービスセンター、小松サービスセンターに使用済小型家電の回収ボックスを設置し、投入口（縦11cm×横24cm）に入るものを回収している。

7 ごみステーション設置事業

ごみの収集の合理化と清潔で住み良い地域社会づくりを推進するため、合併前の旧西条市で実施していた事業を合併後も引き継ぎ、ごみステーションの新設などに対して「ごみステーション設置事業補助金」の交付を行っている。補助対象要件を満たせば、5万円以下の場合には費用の全額、5万円を超える場合は超える額の2分の1を乗じた額と5万円の合計額とし、限度額10万円の補助としている。近年は既存のごみステーション構造物の老朽化などによる設置替えでの申請が多くなっている。

なお、本市の粗大ごみ（令和5年度以降）を除く家庭系ごみの収集方法については、西条市一般廃棄物処理実施計画において、自治会等が市に届け出て承認を受け設置したごみステーションへ排出されたごみを収集するものとしており、維持・管理については、設置者である自治会等の管理団体の責任において管理が行われている。

ごみステーション設置事業の推移は図表6-3-6のとおりである。

図表6-3-6 ごみステーション設置事業の推移

（単位：件、千円）

項目/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	4	24	23	26	27	25	18
金額	363	1,966	1,894	2,145	2,357	2,317	1,613
項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	17	22	23	29	22	27	28
金額	1,258	1,851	1,889	2,507	1,939	2,203	2,274
項目/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	27	24	25	22	19	24	20
金額	2,255	2,151	2,246	1,815	1,702	2,020	1,743

資料：衛生課（事務報告書・一）

注 H16は合併前の数値を含む

8 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費助成

各家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図るため、合併前の各市町で実施していた事業を合併以降も引き続き、生ごみ処理容器や生ごみ処理機を購入し設置した者に補助金を交付している。2023（令和5）年度からはLOVE SAIJOポイントでの付与としている。

- ・生ごみ処理容器…1世帯2基以内（購入価格の2分の1以内1基につき3,000ポイントを限度）
- ・生ごみ処理機…1世帯1基（購入価格の2分の1以内1基につき2万ポイントを限度）

生ごみ処理機等補助事業の推移は図表6-3-7のとおりである。

図表6-3-7 生ごみ処理機等補助事業の推移

（単位：件、千円）

項目/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
件数	生ごみ処理容器	51	46	58	67	59	67	59
	生ごみ処理機械	84	94	86	59	60	53	25
	計	135	140	144	126	119	120	84
金額	生ごみ処理容器	128	121	184	177	176	171	171
	生ごみ処理機械	1,818	1,800	1,686	1,085	1,177	1,035	486
	計	1,946	1,921	1,870	1,262	1,353	1,206	657

項目/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	生ごみ処理容器	44	49	47	40	32	44	27
	生ごみ処理機械	13	15	18	18	16	16	11
	計	57	64	65	58	48	60	38
金額	生ごみ処理容器	112	155	111	93	72	108	72
	生ごみ処理機械	260	300	354	314	319	297	220
	計	372	455	465	407	391	404	292

項目/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	生ごみ処理容器	31	19	36	33	79	21	18
	生ごみ処理機械	11	16	27	28	26	27	28
	計	42	35	63	61	105	48	46
金額	生ごみ処理容器	76	48	91	84	195	65	45
	生ごみ処理機械	178	292	447	473	475	432	447
	計	253	341	537	557	670	497	492

資料：衛生課（事務報告書・一）

注 H16は合併前の数値を含む

9 資源リサイクル活動奨励補助金

自主的な資源リサイクル活動を奨励し、ごみの資源化及び減量化を推進するため、リサイクル活動を実施する市内の市民団体（自治会やPTAなど）に対して、補助対象資源ごみ1kgにつき4円の補助金を交付している。合併前は旧東予市、旧小松町で実施していた事業で、合併後の2005（平成17）年4月から新市の全域に拡大して実施している。

資源ごみ集団回収補助事業の推移は図表6-3-8のとおりである。

図表6-3-8 資源ごみ集団回収補助事業の推移

(単位：件、千円)

項目/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
登録団体数(団体)	33	46	48	50	54	62	62
補助額(千円)	2,288	4,159	4,407	4,393	4,729	5,019	5,350
総回収量(t)	522	1,040	1,102	1,098	1,182	1,255	1,337

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
登録団体数(団体)	72	74	74	72	65	69	70
補助額(千円)	5,460	5,575	5,512	4,994	4,721	4,489	4,140
総回収量(t)	1,365	1,394	1,378	1,249	1,180	1,122	1,035

項目/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録団体数(団体)	73	72	57	64	66	61	59
補助額(千円)	3,793	3,389	2,448	2,416	2,860	2,125	1,848
総回収量(t)	948	847	612	604	715	531	462

資料：衛生課（事務報告書・一）

注 H16は合併前の数値を含む

第3節 ごみ処理施設

1 ごみ処理施設の整備状況

現在、本市が運営するごみ処理施設には、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤード及び一般廃棄物最終処分場がある。これらのうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードは、西条市道前クリーンセンター内に設置している。一般廃棄物最終処分場については、小松一般廃棄物最終処分場が2012（平成24）年度に埋め立てを終了し、2023（令和5）年度に廃止したため、現在は4か所となっている。なお、船屋一般廃棄物最終処分場は、現在残余容量が少ないため受け入れを停止している。

2 西条市道前クリーンセンター

西条市道前クリーンセンターは、1991（平成3）年10月に完成し、道前福祉衛生事務組合の施設であったが、合併後に本市の施設となった。焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードを合わせて一つの施設として管理・運営している。

1999（平成11）年度から2000（平成12）年度にかけて、ダイオキシン対策として排ガス高度処理及び灰固化設備の改造工事を行った。また、2021（令和3）年度から2024（令和6）年度にかけて、延命化のため基幹的設備改良工事を行った。

2020（令和2）年度には、直接搬入に伴うごみ処理手数料の料金改定を行った。

所在地	小松町大頭甲 1200 番地
敷地面積	19,194 m ²

(1) 焼却施設

焼却施設では、もえるごみと粗大ごみ処理施設で発生した可燃物を焼却し、同時に僅かに紛れ

込んだ鉄（炉下鉄）を回収している。温水による熱回収を行い、余熱（ごみ焼却熱）の有効利用に努めている。

竣工	平成3年10月
処理能力	200t/日（100t/日×2炉）
処理方式	流動床式（全連続運転）
余熱回収	温水発生器、熱交換器による利用

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、もえないごみと粗大ごみを受け入れている。それらを破碎した後に、磁選機・アルミ選別機によって資源物となる金属類（鉄・アルミ）を回収し、圧縮処理している。

竣工	平成3年10月
処理能力	30t/5h
主要設備	横型回転式破碎機、磁選機、アルミ選別機、風力選別機

(3) ストックヤード

ストックヤードでは、資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）、乾電池、搬入された水銀使用製品をはじめとして、粗大ごみ処理施設からの鉄プレス・アルミプレス・ジャミを受け入れて、一時保管している。ペットボトルについては、圧縮梱包処理をして保管している。

竣工	平成6年11月（平成23年5月増築）
処理能力	約120kg/h（ペットボトル圧縮梱包機）
処理方式	油圧圧縮式(10t) ※ペットボトル圧縮梱包機

道前クリーンセンターへのごみ搬入量の推移は図表6-3-9のとおりである。

図表6-3-9 道前クリーンセンターへのごみ搬入量

(単位：t)

区分・種類/年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
処理 ごみ	もえるごみ	34,982	34,830	35,253	34,403	33,542	33,106	32,931
	もえないごみ	3,234	3,133	3,069	2,917	2,679	2,644	2,615
	粗大ごみ	1,829	1,559	1,612	1,596	1,604	1,595	1,600
	計	40,045	39,522	39,934	38,916	37,825	37,345	37,146
資源 ごみ	新聞	1,171	1,015	1,126	969	558	327	212
	ダンボール	469	433	425	398	384	365	358
	雑誌	1,177	1,142	1,094	970	669	662	445
	ペットボトル	119	130	130	135	129	130	130
	無色ガラスびん	184	178	178	162	153	149	148
	茶色ガラスびん	211	205	201	194	182	177	175
	その他ガラスびん	44	42	42	40	40	37	39
	計	3,375	3,145	3,196	2,868	2,115	1,847	1,507
合計		43,420	42,667	43,130	41,784	39,940	39,192	38,653
うち家庭系受入量		-	-	30,025	28,990	27,687	27,101	26,885
受入日数		310	310	310	309	309	310	310

区分・種類/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
処理 ごみ	もえるごみ	33,538	33,654	33,757	33,943	33,579	33,255	32,964
	もえないごみ	2,670	2,524	2,518	2,419	2,381	2,293	2,285
	粗大ごみ	1,732	1,782	1,843	1,872	1,933	1,841	1,829
	計	37,940	37,960	38,118	38,234	37,893	37,389	37,078
資源 ごみ	新聞	592	543	818	893	762	808	749
	ダンボール	364	304	324	343	336	340	347
	雑誌	538	446	566	604	583	584	576
	ペットボトル	121	119	107	92	89	92	90
	無色ガラスびん	142	140	133	129	150	131	128
	茶色ガラスびん	172	166	167	158	141	135	136
	その他ガラスびん	40	42	40	42	31	45	40
	計	1,969	1,760	2,155	2,261	2,092	2,135	2,066
合計		39,909	39,720	40,273	40,495	39,985	39,524	39,144
うち家庭系受入量		27,980	27,837	27,976	28,179	27,552	26,761	26,506
受入日数		310	310	310	310	311	310	310

区分・種類/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
処理 ごみ	もえるごみ	32,179	32,494	30,689	30,619	29,888	27,799	26,774
	もえないごみ	2,220	2,165	2,131	1,988	2,015	1,649	1,632
	粗大ごみ	1,868	1,963	1,898	1,924	2,743	1,036	1,258
	計	36,267	36,622	34,718	34,531	34,646	30,484	29,664
資源 ごみ	新聞	657	541	525	549	543	403	338
	ダンボール	304	301	365	376	394	403	369
	雑誌	481	458	453	439	484	368	320
	ペットボトル	87	86	91	94	97	97	97
	無色ガラスびん	111	102	108	109	126	133	126
	茶色ガラスびん	136	132	132	127	151	167	157
	その他ガラスびん	44	45	47	48	53	54	51
	計	1,820	1,665	1,721	1,742	1,848	1,625	1,458
合計		38,087	38,287	36,439	36,273	36,494	32,109	31,122
うち家庭系受入量		25,713	26,009	25,274	24,886	25,393	21,300	20,658
受入日数		309	311	311	310	310	310	309

資料：衛生施設課（事務報告書・一）

注 H16、H17は家庭系受入量の集計をしていない

3 西条市道前クリーンセンターの基幹的設備改良

道前クリーンセンターは、1991（平成3）年11月に供用開始して以来、2020（令和2）年度時点で約29年が経過し、各設備・機器などの老朽化に伴う不具合等が発生している状況であった。今後も一般廃棄物処理を円滑に推進していくためには、施設の基幹的設備を改良し、延命化を図ることが必要であった。そこで、環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用して、基幹的設備改良工事を行い、これにより、劣化した設備を延命化するとともに、今まで以上にCO₂排出量を削減できるように改良することとした。

〈工事の概要〉

工事名	西条市道前クリーンセンター基幹的設備改良工事
工事内容	①ごみ焼却施設並びに粗大ごみ処理施設の機能回復、延命化のための設備更新・改修 ②CO ₂ 排出量を抑制するための設備改善
工期	R3年6月～R7年3月
焼却方式	流動床式焼却炉
施設規模	・焼却施設=200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉) ・粗大ごみ処理施設=30 t / 5h (横型回転式破碎機他)
工事の特徴	・施設の機能回復と工事後10年以上稼働可能な延命化 ・高効率モータ採用、インバータ化による省電力化 ・省電力化による3%以上のCO ₂ 排出量削減 (環境省の循環型社会形成推進交付金活用)

4 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は4か所ある。現在、受入停止中の船屋一般廃棄物最終処分場を除く3か所で、直接搬入された埋め立てごみを受け入れている。

東部一般廃棄物最終処分場は、埋立残余容量が少なくなっていた船屋一般廃棄物最終処分場の代わりとなる最終処分場として、2005（平成17）年度から2011（平成23）年度まで施設整備事業を行った。

東予一般廃棄物最終処分場は、埋立残余容量が少なくなってきたことから2023（令和5）年度に改修工事を実施し、愛媛県に埋立地容量を6,313m³増加する軽微な変更届を提出し受理されたことにより、埋立地容量は76,313m³になった。

小松一般廃棄物最終処分場は、2012（平成24）年度に残余容量が無くなったことから受入を停止し、2023（令和5）年度に廃止した。

2020（令和2）年度にごみ処理手数料の改定と、1世帯が1年間に持込処分できる最大量の変更（6 t → 2 t）を行った。

〈各処分場の概要〉

項目	西条市船屋一般廃棄物最終処分場	西条市東予一般廃棄物最終処分場	西条市丹原一般廃棄物最終処分場	西条市東部一般廃棄物最終処分場
所在地	船屋乙16番地	河之内甲32番地1	丹原町鞍瀬辛566番地2	船屋甲1番地1
埋立開始年	S47年	H6年	H12年	H24年
形式	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	5,600 m ²	13,600 m ²	4,600 m ²	4,225 m ²
全体容積	20,545 m ³	76,313 m ³	16,000 m ³	58,000 m ³
残余容量 (注)	40 m ³	14,330 m ³	11,018 m ³	52,430 m ³
浸出水処理	処理なし	凝集沈殿、生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、消毒、活性炭処理	凝集沈殿、砂ろ過、消毒	凝集沈殿、逆浸透膜処理
備考	受入停止中			

資料：衛生施設課

注 令和5年度における残余容量

一般廃棄物最終処分場搬入状況の推移は図表6-3-10のとおりである。

図表6-3-10 一般廃棄物最終処分場搬入状況の推移

(単位：t)

区分/年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
東部処分場							160.26
船屋処分場	586.21	500.12	280.60	282.88	247.36	238.20	1,233.36
東予処分場	3,827.00	4,917.40	5,431.75	6,293.73	5,368.32	5,916.41	4,848.91
丹原処分場	313.15	251.16	302.36	236.21	228.45	157.46	157.13
小松処分場	513.05	645.75	95.22	87.72	67.82	107.70	54.20
計	5,239.41	6,314.43	6,109.93	6,900.54	5,911.95	6,419.77	6,453.86

区分/年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
東部処分場	793.63	884.10	537.54	687.16	849.63	703.62	589.02
船屋処分場	442.15	80.91	296.49	80.15	66.88	-	-
東予処分場	3,780.65	3,386.45	3,237.49	3,413.57	2,914.72	3,418.10	2,409.71
丹原処分場	194.19	214.61	202.48	136.90	140.62	224.12	157.89
小松処分場	-	-	-	-	-	-	-
計	5,210.62	4,566.07	4,274.00	4,317.78	3,971.85	4,345.84	3,156.62

区分/年度	R2	R3	R4	R5	R6
東部処分場	730.70	726.61	1,549.77	702.42	680.73
船屋処分場	-	-	-	-	-
東予処分場	1,083.60	619.67	547.77	684.76	624.75
丹原処分場	69.91	70.69	68.16	47.85	28.78
小松処分場	-	-	-	-	-
計	1,884.21	1,416.97	2,165.70	1,435.03	1,334.26

資料：衛生施設課（事務報告書・一）

東部処分場はH24から受入開始。小松処分場はH24から受け入れを停止してR5に廃止

船屋処分場はH30から受入停止

5 愛媛県廃棄物処理センター東予事業所

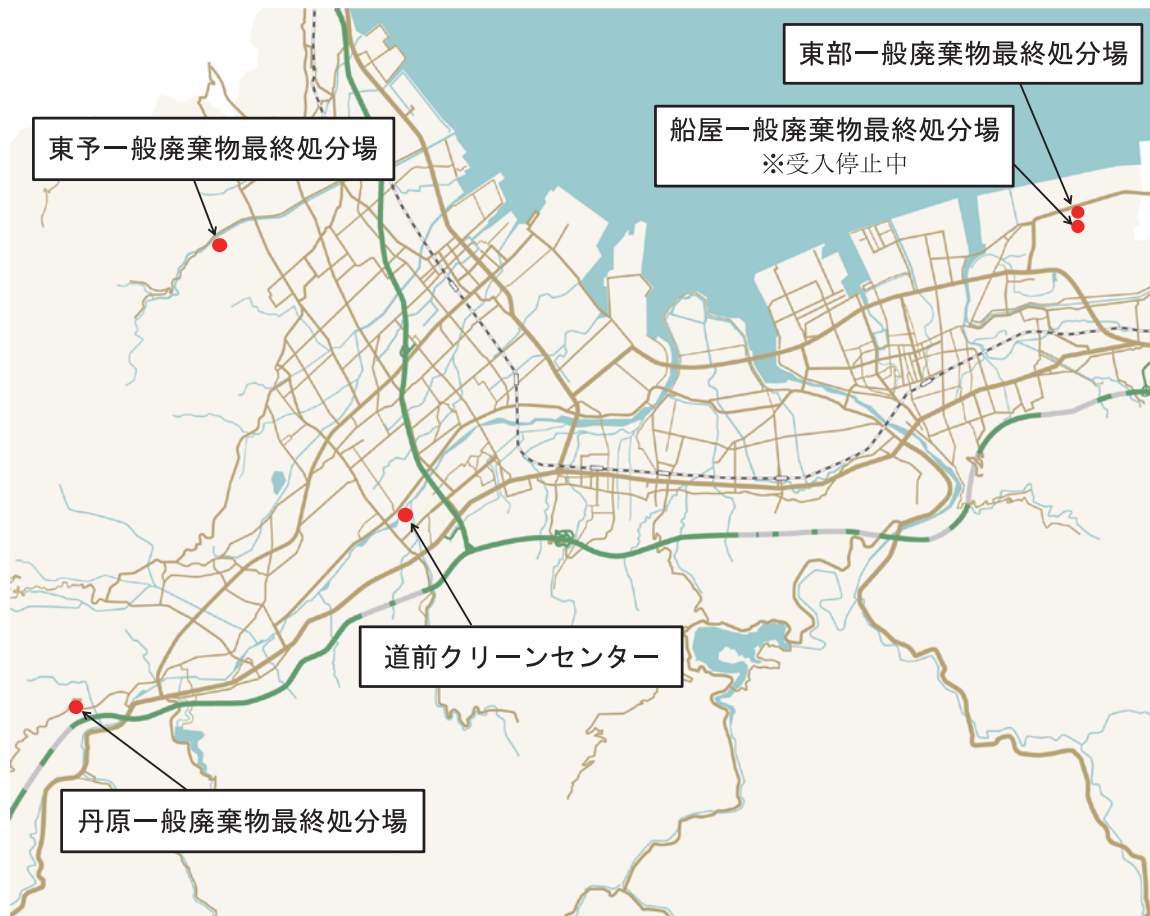
1993（平成5）年に、県・県内市町村・民間団体などが出資し、財団法人愛媛県廃棄物処理センターが設立され、2000（平成12）年に愛媛県新居浜市にある東予事業所（エコニックス）の操業を開始し、市町村や民間企業などでは適正処理が困難な下水道汚泥、焼却灰、感染性廃棄物、廃タイヤ、廃油などの廃棄物の処理を行っていた。

2010（平成22）年、全国で初めて「微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理に係る大臣認定」を受け、微量PCB汚染廃電気機器等の処理を開始した。

その後、3Rの推進による廃棄物の減少、PCB処理に関する市場競争などにより経営環境が悪化したことから、2019（平成31）年3月に操業を停止し、翌2020（令和2）年に東予事業所は閉鎖となった。財団についても、2022（令和4）年9月に解散している。

令和6年度末現在の本市のごみ処理施設の位置は図表6-3-11のとおりである。

図表6-3-11 市内のごみ処理施設の位置



資料：衛生施設課